

平成23年度第12回南部町農業委員会総会会議録						
招集年月日	平成24年2月10日(金)					
招集場所	南部町天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分			閉会時間	15時50分	
委員出欠	番号	氏名		番号	氏名	
	1番	谷本 三宝信	出席	12番	吉原 賢郎	出席
	2番	松川 徹	出席	13番	岩田 有司	出席
	3番	作野 英明	出席	14番	庄倉 三保子	出席
	4番	渡邊 義明	出席	15番	種 正明	出席
	5番	秦野 俊美	出席	16番	橋谷 邦光	出席
	6番	市川 春樹	出席	17番	幅田 智	出席
	7番	井田 憲美	出席	18番	野口 晴正	出席
	8番	岡田 康文	出席	19番	安達 洋昌	出席
	9番	新井 健次郎	出席	20番	唯 仁司	出席
	10番	野口 康夫	出席	21番	恩田 一秀	出席
11番	白川 透	出席				
議事録署名委員	14番	庄倉 三保子		15番	種 正明	
出席吏員	事務局長 景山 毅 農務室長 田村 誠 地籍調査室主幹 中尾 仁美			事務員 田辺 操枝		

付 議 案 件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	地籍調査に伴う地目の認定について
第3号	農用地利用集積計画の決定について
協議事項	(1) 平成23年度南部町農業委員会活動の点検・評価について (2) 平成24年度南部町農業委員会活動計画について
報告事項	(1) 農地一時転用届について (2) 農地一時転用完了届について (3) 平成24年度農作業標準労働賃金について
その他	(1) 遊休農地調査について (2) 平成23年度第13回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局 長	ただ今より平成23年度第12回南部町農業委員会総会を開会いたします。庄倉委員が遅れて来られる予定です。現在20名の出席です。農業委員会法第21条農業委員会規則第5条によりまして、本会は成立しています。 (庄倉委員出席・13時33分)
2. 挨拶	議 長	
3. 議事録署名委員及び書記の選出		議事録署名委員：14番 庄倉 三保子 15番 種 正明 書記：田辺 操枝
4. 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議 長	『議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』を上程いたします。提案者より説明を求めます。
	局 長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について 農地法施行令第1条の2の規程により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。 平成24年2月10日提出 南部町農業委員会会長 恩田 一秀 詳細につきましては、室長より説明いたします。

室 長

番号 1

土地の表示

登記：	現況：	地積：	m <sup>2</sup>
登記：	現況：	地積：	m <sup>2</sup>
登記：	現況：	地積：	m <sup>2</sup>
登記：	現況：	地積：	m <sup>2</sup>

合計： 4筆 m<sup>2</sup>

譲渡人：

譲渡事由：既に分家している者へ売買 耕作面積； m<sup>2</sup>

譲受人：

譲受事由：売買 耕作面積： m<sup>2</sup> 権利の種類：所有権移転  
(備考) から が売買で耕作目的により

取得し利用するための申請である。【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。

売買価格は 10a あたり 円です。端数が出たのは全体の m<sup>2</sup>を  
固定資産税価格で協議され全部を 円で取得されるからです。下限面積は 地区ですので a です。

番号 2

土地の表示

登記： 現況： 地積： m<sup>2</sup>

合計： 1筆 m<sup>2</sup>

譲渡人：

譲渡事由：既に分家している者へ贈与 耕作面積； m<sup>2</sup>

譲受人：

譲受事由：贈与 耕作面積： m<sup>2</sup> 権利の種類：所有権移転  
(備考) から が贈与で耕作目的により

取得し利用するための申請である。【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。下限面積は ですので a です。

番号 3

土地の表示

登記： 現況： 地積： m<sup>2</sup>

合計： 1筆 m<sup>2</sup>

譲渡人：

譲渡事由：その他 耕作面積； m<sup>2</sup>

譲受人：

譲受事由：贈与 耕作面積： m<sup>2</sup> 権利の種類：所有権移転  
(備考) の申出により が贈与で取得し農地として利用

するための申請である。【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。下限面積は ですので a です。

番号 4

土地の表示

登記： 現況： 地積： m<sup>2</sup>

登記： 現況： 地積： m<sup>2</sup>

合計： 2筆 m<sup>2</sup>

譲渡人：

譲渡事由： 耕作面積； m<sup>2</sup>

譲受人：

譲受事由：売買 耕作面積： m<sup>2</sup> 権利の種類：所有権移転  
(備考) のため を希望している の農地

について既に している が売買で耕作目的により取

		得し利用するための申請である。【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。 売買価格は あたり 円です。下限面積は ですので a です。
	議 長	を除いたものについて審議を受けます。
		(質問、意見なし)
	議 長	ご異議ありませんか。
	一 同	異議なし。
	議 案	を除いた『議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
		について質疑を受けます。
		(質問、意見なし)
		ご異議ありませんか。
		異議なし。
		については議決承認されました。
議案第 2 号 地籍調査に伴う 地目の認定につ いて	議 長	『議案第 2 号 地籍調査に伴う地目の認定について』を上程いたします。
		(地籍調査室 中尾主幹入室)
	局 長	議案第 2 号 地籍調査に伴う地目の認定について このことについて、下記の通り地目の認定を求められたので審議を求め ます。 平成 24 年 2 月 10 日 南部町農業委員会会長 恩田 一秀 詳細につきましては、室長より説明いたします。
	室 長	議案書の 5~7 ページが農地から農地外への変更で倭の一部 11 筆です。8 ~9 ページまでが農地外から農地への変更で倭の一部 1 筆です。合計 12 筆 での上程となっています。尚、補足説明のため地籍調査室 中尾主幹が来て おります。
	議 長	本日現地確認しました 1 番、3 番、4 番について地籍調査室より説明を お願いします。
	室 長	補足いたします。本日確認した場所は現地調査資料の現地調査一覧に記 載してあります。
	中尾主幹	今回、地目認定で照会していただく土地は、平成 22 年度から調査が始ま りました倭の地籍調査事業によるものです。筆数は農地から農地外への変 更が 11 筆、農地外から農地への変更が 1 筆です。宜しく願いいたします。
	議 長	今日、現地確認した際に、「1 番の申請人が鳥取県となっているが、6,000 ㎡もの土地が登記されていない。それは何故か、県の怠慢ではないか。」 ということに対して県に問い合わせをしていただくようお願いしまし た。その事についての説明をお願いします。
	中尾主幹	県の住宅政策課に問い合わせをしましたところ、「倭の県営住宅に限ら ず、県内の各団地に於いては地目変更の登記はしていない。その理由とし て、その土地の課税が非課税、公共用地として利用されており税法上の不 都合が生じない為。変更すべきであると思うが、実態として行っていない のが現実。平成 12 年の工事で、町開発公社が取得して県に売却している。」 ということでした。
	議 長	鳥取県の全部の農地については登記がしていないということですか。
	中尾主幹	県内の各団地においてということですか。
	議 長	県内の農地を団地にしたものについては、殆どが登記していないとい うことですか。
	中尾主幹	そういうことだそうです。

議 長	それは住宅政策課の何方が答えられましたか。今度は県の会議で質問する時に、何処の、何方が、どの様な説明をされたのか話をしなくてはなりません。何時に、何課の、誰から説明を受けたか教えて下さい。
中尾主幹	本日午前 11 時に県の住宅政策課の 〇〇 という方です。
議 長	課と役職と氏名は明確に聞いて下さい。こちらが質問する時に困ります。県が非課税だから登記をしなくてもよいというのは、いい加減な話です。委員の皆様は今の話の詳細を説明して下さい。
室 長	先ほど説明のありました県営住宅の該当地は、平成 12 年に南部町の開発公社が先行取得して、その土地を県に譲渡し、県が主体となって県営住宅を建築しました。当時は公共の施設に係る住宅、病院などは農地法上許可不要案件で建築出来ました。本来ですと、南部町土地開発公社から鳥取県に所有権移転だけは先にかけて。農地の地目のまま建築が行われて、基礎や上屋が出来た時点で宅地と限定されたら地目の変更登記を行います。道路、建物、全ての公共物件について行わなければならない事です。そのへんの手続の進捗が大変悪いということです。 今回の件にしましても、6,000 m <sup>2</sup> というものが 10 年間にわたって地目が変わっていないのは何故かというところを、地籍調査室に窓口になってもらい確認を取ったということです。その確認内容を中尾が説明しました。 地籍の案件が上がる度に、公衆用道路でありながら個人の名前が残っているなどの登記事務が遅れているのは大きな課題です。今後、委員会として、何処に、どの様に要望し、協議をしたらよいか、ご意見をいただけたらありがたいと思います。
野口 康夫 委員	今の説明を聞いてみますと、旧西伯町が悪いのではないですか。その様な土地を取得した時点、あるいは建物を建てた時点で既に登記をしなければいけないはず。今までの地籍調査の話は全てそれです。道路が個人の名前になっていたりします。もとを正せば町がきちんとするべき事ではないですか。どの様に町は考えておられるのでしょうか。
議 長	今の質問に対して地籍調査室答えられますか。
唯 代理	野口委員と同じ考え方ですが、今回の問題に付随することが多々あるというのが野口委員の意見であると思います。これは地籍に対する問題ではなく、この場で地籍から答弁を求めるのは難しいと思います。月に 1 回行われる農業委員会会長会の場で、鳥取県に対し登記事務が遅れないように、文書なり口頭なり、きちんとした形で申し出るというのはいかがでしょうか。
種 委員	基本的に地目変更をするようになっていませんか。それをしないこと事態が不動産登記法に抵触するのではないですか。
室 長	種委員がおっしゃるとおりです。土地収用法によりまして取得した土地の代金を非課税対象にしてもらいます。その基本は、物が出来上がってから 1 ヶ月以内に地目変更を行うのがルールです。道路や町営住宅が建ったことを確認して完成検査が終わったら、土地の地目変更事務をしなければいけないのですが、工期が延びてしまったり、担当が代わったりなどの内部的な勝手な理由で登記事務が遅れているのが実態だと思います。 南部町においても、その様な事案が多数あります。昨年より農業委員会として局長より建設課に、何故この様な事になっているのか聞いていますが「予算をなるべく付けた中で登記事務を行います。」と言う事でした。22 年度は落合で 4 件、23 年度は絹屋で 2 件の登記の地目変更が出来たと聞いています。これは氷山の一角であるのが南部町の現状です。鳥取県にどの程度有るかは把握していません。回答がずれてしまいましたが、1 ヶ月以内に地目も変えなければいけないのが土地収用法上による課税免除の条件です。
議 長	この件につきましては、農業会議の席又は県の会議等で質問して皆様にご報告したいと思います。今はこの状況の中で認めていただいて、後日、何故この様な事が起きたのか、お話出来るようにしたいと思います。地籍が出るたびに公衆道路の事も出てきます。それも確認してお伝え出来るよ

		うにいたします。
	安達委員	仮地番とありますが、今まではその様な表記はなかったと思います。それから9ページの1番ですが、145㎡が2,178㎡になっていて、あまりにも違いすぎると思います。この2点を教えて下さい。
	種 委員	私が発言してもよいのでしょうか。それは、6ページの斜線が引いてある7番の元面積が409㎡で、それと合筆になっていませんか。それにしても面積は少し違いますが。
	議 長	地籍は多少の面積の違いは出てきます。昔の測量と今の測量では違ってきます。その辺のところはご理解願いたいと思います。
	中尾主幹	仮地番については、変更がとおるまでは仮地番とします。案件がとおりましたから本地番となります。
	安達委員	分かりました。
	種 委員	関連質問をさせて下さい。昨年でしたか大木屋の地籍調査が出てきた時に、私は建設課に「地籍調査の際に、旧西伯や南部町の土地、用悪水路、公衆用道路が出てきますが、それらについて町になっているものもあります。個人の名のものが多く出てきます。それはどの様な訳か調査して、町に登記をしていただきたい。」とお願いしました。その際、「予算の範囲以内で出来る限り行います。」と回答をいただいています。どの様な原因で行っていなかったのか、町全体でどれだけの件数があるのか、3月くらいまでに教えて下さいませんか。
	議 長	それは建設課に直接説明をしてもらうのが一番良いと思います。次回の総会に来ていただいて説明をしてもらいます。
	作野委員	建設課に来ていただくということですが、今までで、地籍調査の本閲覧が終わった地域で地目の登記変更が終わっているのか、進捗状況も併せてご報告願えませんか。
	議 長	地籍が終わり、本閲覧が済みましたら登記は行います。
	中尾主幹	登記が終わりました地域は随時“情報なんぶ”でお知らせしています。今年度は大木屋、八金が終わっておりまして、今、何件か法務局に持って行ってありますので随時登記が終わると思います。進捗状況につきましては、南部町のホームページから入っていただいて建設課から地籍調査室を見ていただきましたら何処の地域が終わっているか分かるようになっていきますので、ご参照下さい。
	作野委員	個人はいいのですが、行政関係は信頼が欠ける気がして、あえて確認願いたいと思います。
	局 長	調査区域内の個人の農地及び県・町の登記がしてあるかという質問です。
	中尾主幹	はい、してあります。
	作野委員	間違いありませんか。
	中尾主幹	はい。
	安達委員	もう一度お聞きします。7番に“540-1、542、543 合筆”と書いてあります。9ページの1番には“539-1に合筆”としか書いてありません。抜けていませんか。7番が載っていたから気がつきましたが、無ければ分からないのではないのでしょうか。
	中尾主幹	539-1は、539-1の409㎡、540-1の145㎡、542の1,110㎡、543の363㎡を合筆した数字です。
	安達委員	9ページだけから見ると539-1に合筆だけですが、7番を見ると載っています。1番にそれを加えなければいけないのではないかと思いました。
	議 長	他にございませんか。
	一 同	なし。
	議 長	『議案第2号 地籍調査に伴う地目の認定について』は認定されました。 (地籍調査室 中尾主幹退室)
議案第3号 農用地利用集積 計画案の決定に ついて	議 長	『議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程いたします。訂正があります。
	室 長	12ページ整理番号14番ですが、終期をH29からH30に、存続期間を5年から6年に訂正をお願いします。

	局長	議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。 平成24年2月10日 南部町農業委員会会長 恩田 一秀 詳細につきましては、室長より説明いたします。
	室長	【利用権設定整理番号ごとに朗読(11~19頁)】 [新規] 整理番号13番~20番 設定を受ける者：6人、1法人 設定をする者：8人 設定をする土地：20筆 計 29,487㎡ [再設定] 整理番号21番~41番 設定を受ける者：15人、1法人 設定をする者：20人 設定をする土地：26筆 計 46,683㎡ この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願いいたします。
	議長	農業委員の事案であります15番と32番を除いて質疑を受けます。 (質問、意見なし)
	議長	ご異議ありませんか。
	一同	異議なし。
	議長	15番と32番を除いた『議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について』は決定致しました。 15番の質疑に入ります。種委員退席をお願いします。 (種委員退室)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	『整理番号15番 農用地利用集積計画案の決定について』は決定致しました。 (種委員入室)
	議長	32番の質疑に入ります。秦野委員退席をお願いします (秦野委員退室)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	『整理番号32番 農用地利用集積計画案の決定について』は決定いたしました。 (秦野委員入室)
休憩 (14時48分~15時00分)		
5, 協議事項 平成23年度南部町農業委員会活動の点検・評価について	議長	再開いたします。 『5, 協議事項 平成23年度南部町農業委員会活動の点検・評価について』を上程致します。室長より説明を願います。
	室長	当日配付の[別紙様式1・協議事項(1)]の資料です。農地法によりまして、毎年農業委員会としての活動計画を立てて、その計画に基づいて点検の評価をすることが義務付けられました。今回、農業委員会の総会で承認をいただきましたら、この点検・評価(案)をホームページで公表して、地域の方々からのご意見を募集するというものです。意見があった場合は計画に反映するか審議を行ないます。意見がない場合は決定してそのまま公開という形になります。本日、皆様に承認していただきましたら、3月から1ヶ月間ホームページで公開します。意見があった場合は4月の総会でもう一度皆様にお諮りして、その後、国等に報告致します。内容について説明いたします。 【平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(又は案)について朗読及び補足説明】



		<p>合わせて確認した結果、現地の一時転用農地についても、畦畔、表土の無農地部分も復元されていました。完了届に土地所有者の確認も頂いています。</p> <p>番号2は現地調査資料の10ページです。番号1と同様に修繕工事は完了しており、完了届の写真と合わせて確認した結果、こちらも復元されていました。完了予定期間は3月4日でしたが1月25日に完了届が提出されています。</p>
	議長	<p>質疑を受けます。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
	議長	ご異議ありませんか。
	一同	なし。
	議長	『(2)農地一時転用完了届について』は承認されました。
(3)平成24年度農作業標準労働賃金について	議長	『平成24年度農作業標準労働賃金について』を上程いたします。
	室長	<p>本日配付しています〔報告事項(3)〕になります。23年度との大幅な変更点ですが、〔機械田植え〕の中で〔除草剤散布〕という項目が追加されました。〔除草剤散布5,800円〕を目安にさせていただきたいということです。〔側条施肥が6,000円〕、摘要欄に〔10aあたり側条施肥と除草剤散布一括作業の場合は6,300円〕と明記しています。これは、協議会の中で、「最近では田植え機にアタッチメントで除草剤散布を付けるのが主流になっているので、この作業を行うのに何かの料金設定が必用ではないか。」との議論になり、10aあたり300円くらいでスタートして、その後、組織、団体等からご意見を伺いながら検討していくという流れになりました。</p> <p>その他については変更ありません。本日、これで承認をいただきましたら、3月までにホームページ及び“情報なんぶ”で周知致します。</p>
	議長	ご異議ありませんか。
	一同	なし。
	議長	ご理解を得たということで、この様な形で公表致します。
7,その他 (1)遊休農地調査について	議長	『(1)遊休農地調査について』説明をお願いします。
	室長	<p>本日配付資料として〔平成23年度農地利用状況調査結果一覧(最終報告)〕をお配りしています。最終報告となっておりますが、3月に向けて変更をかけながら最終報告に向かっていきたいと思っております。</p> <p>これが南部町内全体での一覧表です。皆様のご協力のもと順調に進んでいます。今回欄を増やしましたので説明致します。左側に新規と継続で“1”と記してあります。新規で上がった耕作放棄地に“1”、その隣に昨年からの継続に“1”と記してあります。その隣は天津地区から順番に入力してあります。それから大字、字、地番、地籍、地目、本来の報告書はその隣に所有者名、住所の記載欄になっていますが、今回は個人情報の関係で削除しております。</p> <p>4ページにわたって載せていますので、ご自分の担当区域を見ていただければよいのですが、前回の総会でお渡しした聞き取り用の一覧表から抜けているものがあります。お配りした後に産業課に事業該当農地が含まれていないか確認しました。農地・水、中山間直接支払いの協定農用地、もしくは活動エリアになっている農地がないか一筆調査したところ、該当地がありました。耕作放棄地にあげてはいけない農地がありましたので、産業課の担当より事業ごとに保全管理をしていただく指導をお願いして、一覧表から外しましたのでご了解下さい。</p> <p>【集計表の項目、区分ごとに筆数及び面積の合計読み上げ(最終分)】</p> <p>今後、お配りしました一覧表に、聞き取り内容や、調査以後耕作放棄が解消されているなどを記入していただいて事務局に提出して下さい。それを元に、既に解消されているとか、白紙委任希望で有るとか聞き取り結果を記入して、県への報告の3月末までに仕上げていきます。宜しくお願いいたします。</p>
	議長	ご質問等ございませんか。
		(質問、意見なし)



	議 長	今後の調査につきましても皆様のご協力をお願いします。
平成 23 年 台風 12号災害復旧工 事について（追 加案件）	議 長	その他で、追加案件がありますので説明をお願いします。
	室 長	その他の項目で追加案件をお願いします。〔平成 23 年 台風 12 号災害復旧工事 平成 24 年 2 月 2 日入札分〕という資料をお配りしています。昨年 9 月に発生した台風の災害復旧の査定が終わり発注にこぎつけました。この工事の施工につきましては、農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び施行規則第 53 条第 1 項第 15 号による農地転用のための権利移動の制限の例外というものがございまして、その項目に載っている災害復旧工事です。災害のものに関しましては、災害復旧及び災害対策のために必要となる敷地に供するための転用が許可不用であるということです。 2 ヶ月弱という厳しい工期の中で、農地に入ってこられることもあるかと思えます。地域の方から問い合わせがあるかもしれませんが、災害復旧なので大丈夫である事をお伝え下さい。不明な点は事務局まで問い合わせして下さい。
	唯 代理	○で囲ってある番号と、そうでない番号の違いは何ですか。
	室 長	パソコンの機能上の問題で何の関係も有りません。
違反転用につい て（追加案件）	議 長	から発生しています の無断転用についてですが、なかなかご理解願えないようですので、会長が指名した方と事務局で対応していただきたいと考えています。会長が指名することに一任していただけますでしょうか。
	一 同	異議なし。
	議 長	会長一任を認めていただきましたので、 委員さんと 委員さんを指名します。経過につきましては事務局で作成していますので、今後それに基づいて対応をしていただきますよう宜しくお願いいたします。
平成 23 年度第 13 回南部町農業 委員会総会の日 程について		平成 23 年度 13 回南部町農業委員会総会の日程について 平成 24 年 3 月 12 日（月）
	作野委員 市川委員	新年会会計報告 ・ 1 人当たり 円残りました。1 名の方にお返しをして、残りは本会の積立金に入金いたしました。
8、閉 会	議 長	これにて、平成 23 年度第 12 回南部町農業委員会総会を終わります。ありがとうございました。
備考：上記会議録は、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しています。また一部要約等を行い記載しています。		